

## 第6 参考資料

### 1 相談窓口一覧

(1) 「静岡県農林漁家民宿」に関する相談窓口

※ 全体相談及び「静岡県農林漁家民宿」の確認を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
農林事務所	賀茂農林事務所地域振興課	0558-24-2079
	東部農林事務所地域振興課	055-920-2161
	富士農林事務所地域振興課	0545-65-2192
	中部農林事務所地域振興課	054-286-9281
	志太榛原農林事務所地域振興課	054-644-9224
	中遠農林事務所地域振興課	0538-37-2283
	西部農林事務所地域振興課(天竜区を除く)	053-458-3522
	西部農林事務所天竜農林局地域振興課	053-926-2139
本庁	文化・観光部 交流促進課	054-221-3612

(2) 旅館業法及び食品衛生法に関すること

※ 旅館業の営業許可、食品営業許可を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
保健所	賀茂健康福祉センター衛生薬務課	0558-24-2057
	〃 松崎支援室	0558-42-0262
	熱海健康福祉センター衛生薬務課	0557-82-9115
	東部健康福祉センター衛生薬務課	055-920-2107
	〃 修善寺支所	0558-72-2310
	御殿場健康福祉センター衛生薬務課	0550-82-1223
	富士健康福祉センター衛生薬務課	0545-65-2620
	〃 富士宮班	0544-27-1131
	中部健康福祉センター衛生薬務課	054-644-9283
	〃 榛原班	0548-22-1151
	西部健康福祉センター衛生薬務課	0538-37-2245
	〃 掛川支所	0537-22-3262
〃 浜名分庁舎	053-594-3661	
本庁	健康福祉部 衛生課 (生活衛生班)	054-221-2347
	〃 (食品乳肉衛生班)	054-221-2446
※ 静岡市、浜松市については、市保健所が窓口になります。		

(3) 消防法に関すること

※ 消防法令適合通知書の交付を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
本庁	危機管理部 消防保安課	054-221-2074
※ 各市町の消防局或いは消防本部が窓口になります。		

(4) 建築基準法に関すること

※ 建築確認、建築指導を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
土木事務所	下田土木事務所都市計画課	0558-24-2109
	熱海土木事務所都市計画課	0557-82-9191
	沼津土木事務所建築住宅課	055-920-2224
	島田土木事務所建築住宅課	0547-37-5273
	袋井土木事務所建築住宅課	0538-42-3294
	浜松土木事務所建築住宅課	053-458-7283
本庁	くらし・環境部 建築確認検査室	054-221-3075
※ 1 静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市の場合は、各市役所の建築担当課が窓口になります。		
※ 2 伊東市、三島市、御殿場市、裾野市、藤枝市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市の場合は、木造等の小規模な建物に限り、各市役所の建築担当課が窓口になります。		
※ 3 上記※ 1, 2 以外の場合にあっては、土木事務所の建築担当課が窓口になります。		

(5) 都市計画法に関すること

※ 開発行為の許可等を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
小山町	沼津土木事務所都市計画課	055-920-2222
	交通基盤部 土地対策課	054-221-2223
静岡市	開発指導課	054-221-1118
浜松市	土地政策課	053-457-2373
沼津市	計画課	055-934-4761
富士市	土地対策課	0545-55-2796
三島市	都市計画課	055-983-2632
御殿場市	都市計画課	0550-82-4222
裾野市	都市計画室	055-995-1828
富士宮市	土地対策課	0544-22-1496

焼津市	都市計画課	054-626-2162
藤枝市	都市計画課	054-643-3111(代)
磐田市	都市計画課	0538-37-4935
湖西市	都市住宅課	053-576-1693
伊豆市	土地対策課	0558-83-5206
伊豆の国市	都市計画課	055-948-2909
函南町	都市計画課	055-979-8117
清水町	都市計画課	055-981-8225
長泉町	建設計画課	055-989-5520

(6) 水質汚濁防止法に関すること

※ 水質汚濁防止法に基づき特定施設設置届出を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
健康福祉センター	東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2135
	中部健康福祉センター環境課	054-644-9268
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250
本庁	くらし・環境部 生活環境課	054-221-2268
<p>※ 静岡市、浜松市、沼津市、富士市については、市環境担当課が窓口になります。</p> <p>※ 届出書の申請先は各市町の生活環境担当課になります。</p>		

(7) 浄化槽法に関すること

※ 浄化槽の設置等を担当する部署

区分	窓 口	電話番号
健康福祉センター	賀茂健康福祉センター環境課	0558-24-2053
	東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2135
	中部健康福祉センター環境課	054-644-9268
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250
本庁	くらし・環境部 生活環境課	054-221-2268
<p>※ 静岡市、浜松市、沼津市、富士市については、市環境担当課が窓口になります。</p> <p>※ 新しく浄化槽を設置する場合、補助を行っている市町もあります。補助金については、設置場所の市役所、町役場へお問い合わせください。</p> <p>※ 建築確認申請を伴う場合や構造基準に関することは、建築基準法に関する相談窓口になります。</p>		

## 2 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (抜粋)

### (1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。

2 この法律において「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいう。

4 この法律において「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であつて農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において、「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。

#### (農林漁業体験民宿業者の登録)

第十六条 農林漁業体験民宿を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令で定める基準に沿つて営業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八条から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

### (2) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則

#### (農作業体験施設等)

第一条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 農作業の体験施設
- 二 教養文化施設
- 三 休養施設
- 四 集会施設
- 五 宿泊施設
- 六 販売施設
- 七 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設

(農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務)

第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

- 一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務
  - イ 農作業の体験の指導
  - ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
  - ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
  - ニ 農用地その他の農業資源の案内
  - ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
  - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
- 二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務
  - イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
  - ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
  - ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
  - ニ 森林の案内
  - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
  - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
- 三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろうの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務
  - イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
  - ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
  - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
  - ニ 漁場の案内
  - ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
  - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

(農林漁業体験民宿業者の登録の基準)

第十四条 法第十六条第一項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項
  - イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他事故防止のために必要な措置が講じられていること。特に、漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。
  - ロ 役務の提供に必要な人員が適切に配置されていること。
  - ハ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
- ニ 宿泊に関する役務及び自ら又はあっせんにより提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容及び料金が利用者に明示されていること。
- ホ あっせんにより農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合においては、その役務はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずる

と見込まれる者が提供するものであること。

へ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導又は食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。

二 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項

利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約(この号において「保険契約等」という。)を締結していること。ただし保険契約等を締結することが適当でない場合であつて、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りではない。

三 地域の農林漁業者との調整に関する事項

イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。

ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに関し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。

ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があつた場合には、迅速かつ適切に対応すること。

四 その他の事項

イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。

ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。

ハ 利用者から苦情があつたときは、迅速かつ適切に対応すること。

「農林漁家民宿業開業の手引き」

平成 23 年 3 月発行

編集・発行 静岡県 文化・観光部 交流促進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 - 6

電話番号：054-221-3612

ホームページ：<http://www.pref.shizuoka.jp/>

Eメールアドレス：[kouryuu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kouryuu@pref.shizuoka.lg.jp)